

政策評価について

平成25年3月8日
新藤議員提出資料

政策評価制度の概要と取組状況

目的

- ① 効果的、効率的な行政の推進
- ② 国民への説明責任の徹底

基本的枠組

政策評価法(平成14年4月施行)により、各府省が所管政策を自ら評価し、その結果を政策に反映・公表

主な取組状況

- 全府省の主要な政策全般について、約500の「施策」に区分し、定期的に事後評価
(毎年度約350件程度)
 - ※ 政策評価の単位(施策)は、予算書・決算書の項・事項と対応(20年度予算～)
 - ※ 行政事業レビューと連携して、以下の取組(24年度～)(3ページ参照)
 - ・「事前分析表」を全政府的に導入し、施策目標や測定指標に加え、達成手段となる5,000の事務事業(行政事業レビューに対応)を整理・あらかじめ公表
 - ・評価書について、重要な情報に焦点を絞った「標準様式」を全政府的に導入
- 個別の公共事業や規制などの事前評価
 - ※ 公共事業の事業決定や規制の新設、改廃等に当たり、期待される便益(効果)が費用を上回るか否か等について分析(23年度実績:約800件)

政策評価制度の効果を高めるための改革の方向性

行政事業レビューとの連携強化

- 行政事業レビューとの一体的取組の推進
(情報の相互活用、結果の一体的公表、事務負担軽減等)

※ 現在、行政改革推進会議において行政事業レビューと政策評価の連携について議論されており、行革担当大臣と連携し検討

政府全体として整合性の取れた評価の実現

- 内閣のリーダーシップの下、府省横断的な政策目標の明確化
 - 府省内だけでなく、各方面で使いやすくするため、評価の一層の標準化
- ⇒ 府省の枠を超えて、同じ政策目標を有する政策を集約して評価し、関連施策の連携、優先順位付け等の政策の横断的な見直し、予算の質の向上に貢献

府省横断調査機能の発揮

- 総務省(行政評価局)の調査機能を的確に発揮し、関係府省に改善方策を勧告

政府全体としての実効性あるPDCAサイクルの構築

【参考】政策評価と行政事業レビューとの連携の取組（イメージ）

政策（狭義）

(例):
「国民生活と
安心・安全」

施策

500件弱

(24年度実施施策の事前分析表)

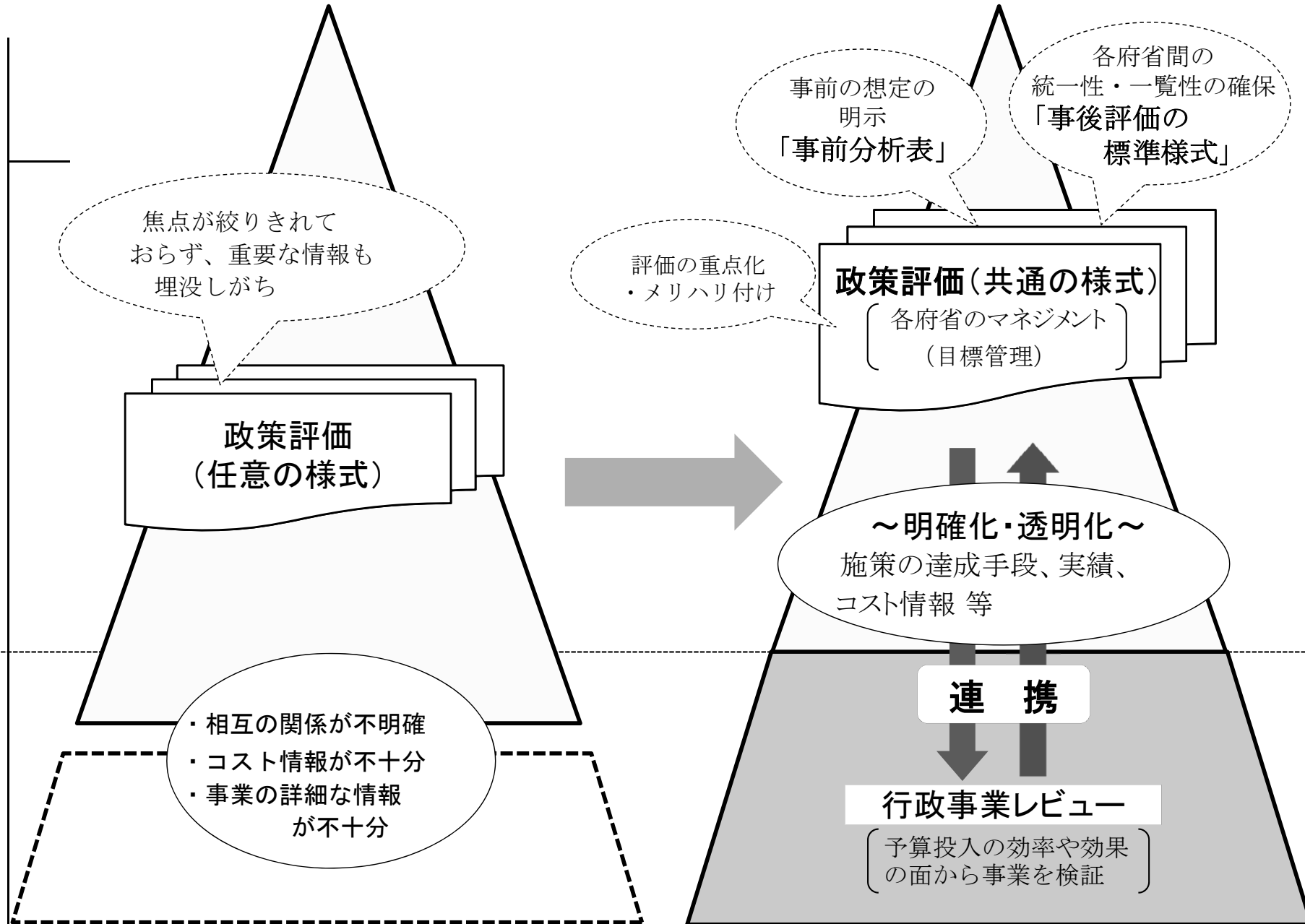
(例):
「消防防災体制
の充実強化」
【目標(値)】
「救命率
の向上」等

事務事業

約 5,000件の事業

(24年行政事業
レビュー対象事業)

(例):
「救急救命士の
運用体制の充実」等
(救命講習による応急
手当の普及促進等)



[24年度～]